昭和 53 年 10 月 14 日　第３種郵便物認可　平成 17 年 6 月 15 日発行第 342 号　毎月 1 回 15 日発行

行政とちぎ

安藤勇寿「少年の日」美術館（佐野市）

－　目　次　－

□会長就任挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
□祝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
□平成１７年度定期総会が開催されました・・・・・４
□開発許可基準改正について
　（６団体共催研修会開催）・・・・・・・・・・・・５
□サーバーを活用しよう！！・・・・・・・・・・・・６
□事務所の名称に関する指針・・・・・・・・・・・・７
□支局情報・おじゃましま～す・・・・・・・８～１０
□支局かわら版・政連だより・・・・・・・・・・・１１
□書士会日誌・他・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・・・・・・・１３
□新役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１５
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

2005. 6
No.342

栃木県行政書士会

会 長 就 任 挨 拶

栃木県行政書士会　会 長　浅 野 吉 知

５月２０日の平成１７年度定期総会において会長に選任されました。今回の会長選挙は元会長、故小林一二様が透明性のある会長選挙制度を策定され、初めての会員全員による投票という形で実施されましたことは、誠に意義深いものがあると考えておりますとともに、立候補して当選させて頂いた重みをしっかりと受け止め、会務に専念する所存であります。

昨年、当会名誉会長の福田富一様が栃木県知事に就任され、行政書士の地位の向上に多大なる貢献を頂いていることは大変ありがたいことであります。

又、総会にご出席を頂き、ご挨拶を賜りましたことに、御礼を申し上げます。

私たちの作成する書類は一昔前までは手書きの書類でありましたが、パソコンが普及した現在では、手書きから、パソコンを利用した印刷書類と変わってきております。

図面作成においてもパソコンにて作成が可能となり、利便性や図面の見易さが非常に増しています。

そのため、会員事務所のＩＴ化に書士会として支援するため業務研修部の研修制度の一層の充実を図ります。

また、業務研修部では実務に沿った研修、法定業務研修、知的財産研修電子申請研修等たくさんの研修を用意しております。

会員の皆さん大いに研修を受けられ、知識を高めて、顧客に信頼される書士になって頂きたいと思います。

栃木県では電子県庁を目指した県庁舎の建設が進められており、その対応に遅れることのないようにＩＴ戦略特別委員会を中心として調査研究を進めてまいります。

会員の職域の拡大は、会員の一番身近にある支部活動を通じて、地域の住民の方々に、行政書士の役割を今以上に知らしめる必要があると考えています。

そのため、支部活動の充実が何より不可欠ではないかと考えます。

私は、支部支援の為、人的応援や補助制度の充実を図りたいと思います。

当会には行政書士議員連盟があり、支部事業に地域の役所への連絡調整等に議員連盟の議員の皆様の応援を頂き、活用を図って頂きたいと思います。

今年度、総務部の中に、苦情処理委員会を立ち上げ、行政書士に関する苦情相談窓口を明確にして、苦情に対し迅速なる解決を行う体制を整えました。

最後に、時代の流れに遅れることなく、地域密着型の行政書士を目指し、会員の地位の向上に向け一生懸命頑張ることをお誓いいたし、就任の挨拶といたします。

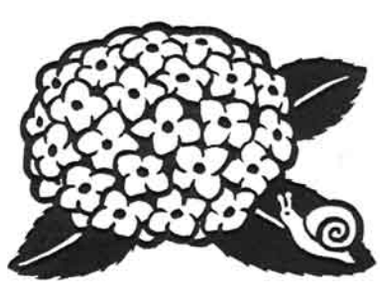

祝　　辞

栃木県知事　福 田 富 一

本日、ここに、栃木県行政書士会平成１７年度定期総会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昭和２６年に行政書士法が制定され半世紀以上が経過いたしました。この間、行政書士制度は、県民の皆様と行政とを結ぶパイプ役として、しっかりと県民生活の中に定着し、県民の皆様の利便性の向上に多大な貢献をしてこられました。これもひとえに、栃木県行政書士会の役員の方々をはじめ、会員の皆様の御努力によるものであり、関係各位に深く敬意を表します。

さて、時代は今、少子高齢化、グローバル化、高度情報化等の急速な進展など、大きな転換期を迎えており、私たちを取り巻く環境は劇的に変化してきております。

国と地方のあり方につきましても、これまでのような国主導の画一的なシステムから脱却し、地方自らが、それぞれの個性と創造力を発揮して、地域の自立や発展に資する政策や改革を果敢に実行するなど、自己決定・自己責任に基づく真の地方自治を確立することが急務となっております。

このような中、私は、県内経済の活性化と雇用の確保、行政改革の推進、市町村合併への支援など、現下の緊要な課題について積極的に取り組んで参ります。

また、県民の皆様から幅広く御意見をいただきながら、県の基本指針である総合計画につきまして、平成１８年度を初年度とする５ヵ年の次期総合計画を策定し、対話と強調、改革を基本とした県民中心、市町村重視の県政をより一層進めます。

県民に最も身近な法律専門家と言われる行政書士の皆様におかれましても、平成１３年には契約代理業務などが、平成１４年には電磁的記録の作成業務などが新たに業務として位置づけられ、さらに、平成１５年には行政書士法人制度の創設をはじめとする行政書士法の改正が行われるなど、時代の流れとともに大きな変革期にありますが、皆様に寄せられる県民の期待は、今後益々大きくなっていくものと思われます。今後とも本県行政の円滑な遂行と県民の福祉の増進に、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会の益々の御発展と会員の皆様の一層の御活躍、さらに御出席の皆様方の御健勝を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成１７年５月２０日

栃木県行政書士会

平成１７年度定期総会が開催されました

平成１７年５月２０日（金）午前１０時３０分から宇都宮市内の「ホテル東日本宇都宮」３Ｆ日光の間に於いて、昨年、栃木県知事に就任されました当会名誉会長でもある、福田富一知事のご臨席を賜り、委任状を含めた会員４４１名が出席して、平成１７年度定期総会が開催されました。

本総会は、役員任期満了に伴う役員選任の議案も提出されており、岸会長の任期満了に伴う、初めての会長選挙の投票も行われました。

議案審議は、いずれも原案通り可決承認され、任期満了に伴う役員選任は、本誌１４ページの通り選任されました。

なお、議事の詳細は、総会議事録をご覧ください。

（金敷　裕）

▲向かって右から
新　浅野会長・宮嶋副会長・秋田副会長
前澤副会長・堀越副会長

▲知事表彰者

▲会長感謝状授与

▲会長表彰者授与

開発許可基準改正について（６団体共催研修会開催）

去る平成１７年５月１２日（木）１３時１５分から１５時３０分、６団体共催による研修会（栃木県開発許可基準の一部改正について）を、栃木県教育会館に於いて開催した。

本年の許可基準の改正は、平成１２年都市計画法･建築基準法改正があり、その改正趣旨に伴い、本県の許可基準が改正され本年４月１日から既に施行された。

代表あいさつに立った、岸宏栃木県行政書士会会長のあいさつの中に「開発行為許可申請は、行政書士と建築設計士の業務である。それ以外の士業の方は知識のインフラとして貰いたい等々」と、士業の住み分けをしっかりと盛り込んだあいさつをした。

研修会の冒頭､「県を代表してあいさつ」と､「資料１」今回の改正の趣旨・概要についてを栃木県土木部都市計画課開発指導担当課長補佐富田哲夫様から､続いて「資料２」開発許可等審査基準（改正後審査基準・新旧対照表・建築制限解除等の運用関係）についてを同課同係長荒川高志様から、続いて「資料３」開発許可等審査基準（改正提案基準別表さ第２・新旧対照表・改正基準添付図書一覧）についてを同課同係主査野原恵美子様から講義を頂き、最後に質疑応答の後終了した。

§　今回の改正の趣旨

１　線引きによる区域区分制度から３０余年が経過したことによる改正

・　線引き前からの土地所有者などに限って認めている立地条件の見直し必要

・　この間の建築物の用途変更や使用者の変更に対応した許可基準が必要

２　社会経済環境の変化に対応した改正。

・　人口減少により、集落・コミュニティの維持が困難になることも・・・
⇒法３４条８号の３に基づく条例の制定を鑑み、基準改正が必要

・　店舗、事業所等の業態の変化を反映した改正が必要

§　主な改正ポイント

＜住宅に関する改正基準①＞

・　線引き時（Ｓ４５）以前から土地を所有していることや生活の本拠を有していることを条件とせずに、市街化区域に１５年以上住んだ方には、一定の集落への住宅の立地を認める。

＜住宅に関する改正基準②＞

・　自己用の住宅の敷地内またはその隣接に、同居の親族が住宅を建てることを認める。

＜住宅に関する改正基準③＞

・　線引き後の分家世帯から独立する場合にも、住宅の立地を認める。

＜住宅に関する改正基準④＞

・　住宅に関する床面積の上限の規制を廃止し､敷地面積のみ上限を設けて規制。

＜事業所等に関する基準改正①＞

・　市街化調整区域内に１５年以上住んだ方に、一定の集落内への小規模な工場等の建築を認める。

＜事業所等に関する基準改正②＞

・　市街化調整区域内に１５年以上住んだ方に、自己用の住宅の敷地内に、小規模事業のための建築物を建てることを認める。

＜法３４条１号
（日用生活用品店舗等）の許可基準の改正＞

・　法３４条１号の許可基準を次のように改正
（１）対象業種を弾力的にとらえる
（２）敷地形状の基準を緩和

＜法３４条８号
（沿道サービス業）の許可基準の改正＞

・　法３４条８号の許可基準を次のように改正
（１）許可対象にコンビニエンスストアーを加える
（２）敷地形状の基準を緩和

§　平成１７年４月１日から適用する。

※研修会資料は、事務局にございます。
（１冊５００円）

サーバーを活用しよう！！

【支部のホームページを支援】

栃木県行政書士会のＷｅｂサーバーの一部に、支部のホームページ領域を割り当てています。

各支部において、ホームページを作成して公開する場合には、ぜひ、本会のＷｅｂサーバーをご利用ください。

各支部のホームページに割り当てる容量は、１００ＭＢ程度です。

支部の領域（アドレス：ＵＲＬ）は、

http://www.gt9.or.jp/gyosei/支部名

となります。

ホームページの作成は、各支部の負担において作成してください。本会において、ホームページを作成することは出来ません。

ホームページのデータを転送する場合は、セキュリティーの関係から、当分の間一般的なＦＴＰは使用しないでＷｅｂＤＡＶクライアントにより設定（転送）を行ってもらいます。また、事務局においてＷｅｂサーバーの作業を伴いますので、ファイルを転送した場合でも、即時にＷｅｂに反映されません。

クライアント側のＯＳは、ＷｉｎｄｏｗｓＯＳ・ＭａｃＯＳを問いません。

ホームページファイルの転送マニュアルを支部ごとにご用意いたしましたので、希望する支部はご連絡ください。ただし、支部においてホームページ管理者を届けていただくこととなりますのでご了承ください。

支部ごとのＷｅｂＤＡＶクライアント設定マニュアルには、各支部のＩＤ・パスワードが掲載されていますので、届けていただいた支部ホームページ管理者は、管理者の責任において厳重に管理してください。

その他の事項については、「栃木県サーバー管理運営規程」をご覧ください。

最後に、ホームページ作成については、ＣＧＩ等の設置も可能ですが、一部制限を行う場合があります。また、今回初めて支部のホームページ領域を設けてありますので、データーを転送後、Ｗｅｂに公開されるまでに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（広報部）

【メール転送が可能になりました！】

現在ご利用いただいている、栃木県行政書士会発行のメールが、転送可能となりました。

栃木県行政書士会にＷｅｂグループウェアの申し込みいただいている会員で、当会から付与されたメールアドレス（ID@mail.gt9.or.jp）に、メールが届いた場合、自分の携帯電話のメールアドレスなどを指定して、メールを転送することが出来ます。転送先は、個人のメールアドレスでも携帯電話のアドレスでも可能です。

転送設定をした場合でも、メールサーバーにメールは残りますので、後で再度確認することも、添付ファイルを見ることも可能です。

メールが届いたら、すぐに確認できることから、リアルタイムで仕事をこなすニュー行政書士の必須アイテムとして、ぜひご利用ください。

メール転送を希望する会員は、ホームページから申請用紙をダウンロードできるように現在手配しておりますので、もうしばらくお待ちください。

（広報部）

【平成１７年４月２８日付け「日行連発第１０１号」にて、下記のとおり日本行政書士会連合会から通知が来ましたのでお知らせいたします。】

「事務所の名称に関する指針」の改正について

平成１６年８月１日施行の改正行政書士法で「事務所の名称」が登録事項に加わることにつき、同年７月１４日付け日行連発第６１１号「「事務所の名称に関する指針」の周知方について」にて行政書士事務所及び行政書士法人事務所の名称に関する指針をお知らせし、今日まで運用してきたところです。

しかし、同指針に基づく運用の中で、行政書士の事務所であることが判別できない名称や他の機関と誤認するおそれのある名称を登録する者が増えるなど、問題点も出てまいりました。

そこで、平成１７年３月８日に規制改革対策本部法人化制度対策委員会を開催し、同指針の改正について協議しました。

この結果について、４月２０日及び２１日に開催された理事会において報告されましたのでこれをお知らせするとともに、会員及び新規登録申請者への周知方お願いします。

事務所の名称に関する指針

１．「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示することが望ましい。

行政書士法施行規則第２条の１４（事務所の表示）の規定により「行政書士は、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない」こととされている。事務所に掲げる「表札」と「事務所の名称」は深い関連を有すべきものである。

２．同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登載されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

（１）　個人開業行政書士が、その氏又は氏名を使用する場合

（２）　行政書士法人が、その社員の氏又は氏名を用いる場合

（３）　個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

３．制限事項

（１）　他の法律において使用を制限されている名称

①　「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。

（２）　他の資格と誤認されるおそれのある名称

①　他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「司法」「税務」等

②　行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。

例：「司法書士」「土地家屋調査士」等

（３）　国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称

①　行故の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

（４）　行政書士の品位を害する名称

公序良俗に反するものは不可とする。

４．名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任を原則とする。

支　局　情　報

【宇都宮】

宇都宮支部総会開かれる

齋藤支部長再任

５月１４日、宇都宮支部１７年度定期総会がホテルニューイタヤで開かれ、会員４３名が出席した。宇都宮支部は会員２３６名の大所帯だが、出席４３，委任状出席８０で定足数を満たし成立、金敷、手塚両会員が議長となり、新年度の事業方針を確認した。

本総会の重要議題は、会則の変更と役員選任。行政書士法の改正にともなって支部会則の変更の必要が生じたため、全面的に会則の見直しを行った。

役員には若い新入会員を抜擢、支部活動のさらなる活性化を図ることとなった。支部長には齋藤裕支部長が会員の圧倒的な支持のもと二期目に挑戦、新たに副支部長となった田代、松野両会員をはじめとする若手会員を中心に支部の飛躍を目指す。

県本部役員の推薦という重要課題を終え、総会は無事終了、その後、日政連支部定期大会も行われ、同じく規約の改定が了承された。

定例の懇親会は引き続きホテルニューイタヤ宴会場で催されたが、いつになく活発な交流が各テーブルにおいて展開された。

（支局長　深見　史）

７月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１７年７月１１日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：齋藤　裕・行徳江美

【芳　賀】

芳賀支部総会

芳賀支部では５月１４日（土）午前１０時３０分真岡市「みやたや」において、定期総会を開催した。会員４９名中出席総数３５名内委任状１９名。押野佑会員の司会により、まず五月女準会員の開会のことば、続いて物故会員に対する黙祷そして大石勇支部長のあいさつとなった。

来賓として秋田豊県総務部長のあいさつをいただき議長選出となった。司会一任のあと五月女準会員が議長となり、書記に平井弘子、議事録署名人に仲島信一、福田俊夫の各会員を指名した。

次に議事に入り次の議案を審議した。

（１）第１号議案
　　平成１６年度事業報告について
（２）第２号議案
　　平成１６年度決算報告及び承認について
　　―　監査報告　―
（３）第３号議案
　　平成１７年度事業計画について
（４）第４号議案
　　平成１７年度収支予算について
（５）第５号議案
　　役員選任について

（１）（３）については大石支部長が説明
（２）（４）については会計担当五味渕節夫理事が行った。監査は仲島信一監事が報告した。
（６）については役員選考委員が別室にて協議の上発表されたメンバーが承認された。

新役員は次のとおり。

支部長	大石　勇		
副支部長	押野　佑	長岡辰夫	
理事	秋田　豊	福田俊夫	五味渕節夫
	高山俊子	池葉　洋	秋葉憲司
	平井弘子	大滝清一	
監事	佐藤　孝	木村祥子	
顧問	五月女準	仲島信一	
県関係候補			
理事	秋田　豊	大石　勇	
綱紀委員	池葉　洋		
支局長	大滝清一		
選挙管理委員	平井弘子		

このあと日政連芳賀分会の定期大会を行った。１２時から懇親会を行い、その後解散となった。

（支局長　秋葉憲司）

【小　山】

小山支部定期総会開催

平成１７年５月１６日（月）午後３時より、ベルジューネ小山にて、平成１７年度小山支部定期総会が開催されました。会員数６３名、出席者数２７名、委任状提出者２１名、計４８名を以って議事に入り、平成１６年度事業報告・決算報告・平成１７年度事業計画案・予算案・役員改選に関する議案が審議され、承認可決されました。

その後、午後４時より、「街づくり条例、及び、開発許可基準の改正」についての研修会が行われ、小山市都市計画課並びに小山市建築指導課の方々を講師にお迎えして、条例の改正･今後の動向等、丁寧に指導助言していただきました。

つづいて午後５時より、同所にて懇親会を開きました。来賓の栃木支部長にも参加していただき、若手新入会員の紹介等、親睦を深め合い有意義な時間を送ることができました。

（支局長　土方　美代）

【佐　野】

佐野支部定期総会開催

５月１４日（土）ハーモネートスクエアにおいて、支部総会が開催されました。司会者は松本郁男会員。高島俊夫支部長のあいさつ、岸宏会長よりお祝いのメッセージをいただきました。続いて茂木敏充国務大臣からの祝電が披露されました。

議長に江藤正巳会員が指名され、出席者５２名（委任状を含む）により平成１６年度事業・同決算報告及び１７年度事業計画・同予算の各議案は慎重審議の上すべて承認されました。

また新役員が選出され承認されました。

総会終了後、懇親会を開催しました。今年度も実りある一年でありたいと思います。

（支局長　河田　力）

【那　須】

那須支部定期総会

平成１７年５月１４日（土）午前１１時より、那須塩原市下厚崎ウエディングシャトウ・クリスタル会議室にて１９名出席により、総会を開催した。

篠原支部長からの書士会の現状、新年度の方針等を含め挨拶、続いて議長選任し、議案審議する。

・平成１６年度事業報告・収支決算承認
・平成１７年度事業計画・収支予算案
・役員改選

日行連政治連栃木会那須分会総会の４議案を慎重審議し、可決される。

１７年度においても支部研修会を積極的に実施するとともに、書士各位との親睦交流を期待して懇親会に入り、緑豊かな那須連山を仰ぎ散会する。

（支局長　君島　健司）

【足　利】

足利支部定期総会開催

５月１４日（土）午後５時より、足利市民プラザにおいて、委任状を含め６０名出席し、平成１７年度支部総会が開催されました。

星野会員の司会のもと、廣田副支部長による開会宣言で始まり、物故会員に対する黙祷を捧げたのち、殿岡支部長の挨拶、県の堀越副会長より来賓の祝辞をいただきました。

昨年に引き続いて松長議長を選出し、議事に入りました。各議案ともにスムーズな議事進行により原案のとおり可決承認されました。総会の中で近隣他県の行政書士会支部との交流等についての討論がありました。

総会終了後に懇親会を開催し、会員間の親睦を深め、情報交換等を行い、和やかな時間を過ごし、散会しました。

（支局長　金井善久）

おじゃましま～す！

前回の小山支部に引き続き、足利支部のフレッシュマンを訪ねました。

１．名　前　　金　井　善　久
２．住　所　　足利市五十部町３９９－２
３．入会年　　２００４年４月
４．入会動機　　人の役に立てる仕事と思ったから
５．専業か兼業か　専業
６．得意業務　　入管業務
（いろいろな業務にチャレンジしたい）
７．苦労していること
顧客の開拓
相談はあるが、なかなか仕事に結びつかないこと
８．行政書士になってよかったこと
いろいろな人との出会い
９．趣味・特技　　野球
若さ（!?）
１０．好きな場所　　グランド
１１．好きな色　　白
１２．一言　　一言といわず、思いのたけを下記に述べていただきました。

事務所のホームページを運営している先生も多いかと思いますが、私もその１人です。そして現在の営業は、ホームページからの依頼による仕事が中心です。ホームページ立ち上げ当初は、なかなかうまくいかなかったのですが、何度も試行錯誤を繰り返した結果、アクセスが向上するとともに、相談件数が増え、ホームページでの営業が確立してきました。日本全国からご相談などありますが、海外からもご相談をうけたときはとても驚きました。これがインターネットの力ですね。同時に本当にさまざまなご相談があり、お客様に応えるべく日々勉強であると強く感じています。また、現在は２つ目のサイトを製作中です（あまり進んでいない状況ですが・・・）

入会当初は実務経験がなく、また営業方法についてもとても苦労し、県書士会の勉強会に参加し実務研修を重ねました。また、足利支部の諸先輩方の入会当初からの熱心なご指導や励ましが現在も支えになっております。

今回、支局長と足利支部理事の要請を受け、微力ではありますが承諾させていただきました。ご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、県書士会、支部会員の皆様のご指導とご協力をいただきながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

支局かわら版

―上都賀支部―

皆さん日頃昼食はどうされていますか。自宅が近くでまた、家内が在宅していれば、理想なのでしょうけど。そうでない場合。手作りのお弁当、コンビニのもの、出前そして外食？

私の場合ほぼ外食です。仕方なくということではなく、まあちよつとした楽しみでもありもう２０年くらい続いています。

しかし、そう５，６年ぐらい前から少しづつ変わってきました。それは外食産業の進出です。

ここ上都賀支部内にもここ数年で多くの外食フランチャイズ店がオープンし、気がつけばその内容はほとんどのメニューをカバーできるぐらいになりました。そしてその値段の安さにも驚かされます。ランチメニューなどはワンコインに近いですから。店内も清潔ですし、味もまあよく吟味されているのではないでしょうか。お昼時には老若男女を問わずたくさんの客で賑わっています。

その反面、かつて私自身常連であった大衆食堂のうちの何軒かは店を閉めてしまいました。

・・・とても残念でなりません。なんというか懐かしいというか、飽きが来ないというか、特に変わったところのない昔からの味、そして店構えに哀愁をおぼえてしまうのは私だけでしょうか。

（支局長　杉山　茂）

政連だより

平成１７年度定期大会が開催されました

平成１７年５月２０日（金）午後４時から宇都宮市内の「ホテル東日本宇都宮」３F 日光の間に於いて、議員連盟会長の栃木県議会議員鯉沼義則様、宇都宮市議会議員諏訪利夫様、西方町議会議員和賀井良雄様、同じく山ノ井一男様を来賓にお迎えし、代議員総数７４名中７３名が出席して、日本行政書士政治連盟栃木会　平成１７年度定期大会が開催されました。

本大会に於いても、任期満了に伴う役員選任の議案が提出されており、会長には、浅野吉知が再任されました。その他の議案については、原案通り可決承認され、本大会終了後から本大会及び前年度大会において、一部改正された日本行政書士政治連盟栃木会規約が施行され、実態に即したより活動しやすい執行体制により新年度事業がスタートしました。

なお、大会審議の詳細については、大会議事録を参照してください。

（金敷　裕）

書 士 会 日 誌

―― 5月（主なもの）――

２日	月	選挙管理委員会 （会長選挙立候補者辞退届受付）	青木委員長　小林副委員長
１０日	火	研修部打合せ（６団体研修会）	横山副会長　前澤部長
		総務部会	岸会長　宮嶋副会長　秋田部長　市川副部長　齋藤理事 岡井理事　木下理事
１１日	水	編集会議	金敷副会長　青木部長　小林副部長　清水理事
１２日	木	６団体研修会	岸会長　横山副部長　前澤部長
１４日	土	関東地方協議会会長会	岸会長
１７日	火	選挙管理委員会	青木委員長　小林副委員長　新井委員　白澤委員　平井委員 高野委員　奥村委員　福田委員　大貫委員
		県関係団体訪問	岸会長　横山副会長　金敷副会長　前澤部長
		総務部会	岸会長　宮嶋副会長　秋田部長　市川副部長　齋藤理事 岡井理事　木下理事
		総務部と議長団打合せ	大石会員　小野会員
１８日	水	苦情調査報告（総務部）	秋田部長　齋藤理事
		栃木県国会等移転促進県民会議	宮嶋副会長
１９日	木	県環境整備課との打合せ	金敷副会長
２０日	金	定期総会・定期大会	
２４日	火	栃木県建築士会総会	浅野新会長
２５日	水	栃木県建築設計事務所協会総会	前澤新副会長
２６日	木	栃木県宅地建物取引業協会総会	前澤新副会長
		神奈川県行政書士会総会	浅野新会長
２７日	金	栃木県不動産保証協会総会	浅野新会長
		栃木県不動産鑑定士協会総会	浅野新会長
		茨城県行政書士会総会	秋田新副会長
２８日	土	千葉県行政書士会総会	浅野新会長

【 広報部からのお知らせ 】

広報部では、会員の皆様からの投稿をお待ちしております。日常において感じること、身近な話題など、その他何でもけっこうです。

栃木県行政書士会
〒３２０－００４６
栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２
ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ gosei-okada@mail.gt9.or.jp

Ｅメール・ＦＤでの投稿歓迎！！

釣紀行17

「熊は右利き、左利き？」と問われたら、あなたはどう答えますか。

福島のリンゴ園に立ち寄った時、モモの収穫時期に熊が出没し、まだ木に生っている大量の桃が食い荒らされた。しかし、畑の周りは電気を通した電線で囲ってあるので、普通では熊は柵の中に入れない。後の調査結果解ったことだが、外から斜めに垂れている結構太い枝が農園の中へのびている。その枝伝いに中へ入り‘ＤＩＮＮＥＲ’の後、又その枝を伝い山の中へ戻った形跡が見られた。

翌日、何人かの猟師が駆除のため現地に待機し、見事熊を仕留めた。そしてその場で解体後、分け前分として肉の塊と右手を置いていったが、自分のところでは食べきれない量なので、近所や知人に早々連絡をとり分けてあげたが、右手はやわらかくてうまいと誰かが持っていった。熊の肉は、背中の部分が赤身で美味く、サシミでも食することができる。腹の部分は脂身が多く料理方法や個人の好みもあり、評価はマチマチのようである。

当然珍重されている熊の胆は、冬眠中の熊を仕留めて乾燥させたものが一番いいようである。黒い色が普通であるが、まれに白っぽいものがとれる時があるが、これは値段がつかないくらいに最高級品とのことである。一頭から取れる乾燥された熊の胆の値段はだいたい４０～５０万円位するが、その薬としての効能といえば、熊の胆の米粒半分くらいをぬるま湯に入れて飲むと、二日酔い・風邪の初期などには効果的面であり、打ち身・捻挫などは先ほどと同じくらいの量をぬるま湯にといで、痛いところにすり込むと驚くような速さで腫れや痛みが消える。又、癌にかかっている人の進行を抑える即効薬ということだ。

熊とバッタリ出会ってしまったら、目を反らさずじっと凝視し、熊を驚かせないようにし、又慌てて逃げずに、ゆっくりと後ろへ下がりながら、少しづつ離れるようにする。人間が襲ってこないとわかった熊は、山に逃げていく。又、ビニールの風呂敷を、目の前で広げてバサッバサッと音を立てて、何回かその動作を繰り返し、結局脅いた熊が逃げてしまう。そして３m位の竹の棒を持って歩き、熊と遭遇したら鼻先に竹の棒を突きつけ、熊は目の前の竹の棒を必死になって取り払っているが、そのうち呆れて山に逃げ込んでしまう。タバコや火薬の臭いが嫌いなのは確かなようだ。いろいろな説があるが、自分が現実に熊に遭遇したらどうなのかいつも考えている。

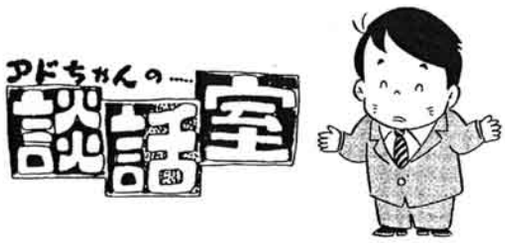

ところで、熊は冬眠する（最近は温暖化のせいで、雪深くないところでは冬眠しない熊もいる）といっているが、冬から春まで熟睡しているわけではない。冬餌を求めて徘徊しても、食に殆んどありつけないので、やむを得ずじっと巣穴にこもり春を待っている。つまりうたた寝状態なのだ。だから熊は冬ごもりの前まで食い込む。そして、いよいよ冬眠に入る前に、右手に蜂蜜を持って巣穴に入り、冬の間時々その蜂蜜をちびりちびりと舐め、手の皮がベロベロになるくらい舐めつくし、やっと冬を越す。熊にとっては大事な右手である。だから大切に使い、そのため左手を多用する結果利き腕になるということである。

「それじゃあ左手に蜂蜜を持っていたらどうなのか？」。そういう難しい質問は熊に直接聞いてください。これまでの話は、あくまでもマタギからのマタギキデシタ。・・・空意涅槃

木子　岩魚

新役員一覧

（平成１７・１８年度）

【会　長】
浅野吉知

【副会長】
秋田　豊
前澤眞一
堀越　功
宮嶋幸雄

【総務部】
担当副会長　宮嶋幸雄
部　長　岡井正樹
副部長　木下良雄
理　事　齋藤　裕
鈴木康夫
和賀井良雄

【財務経理部】
担当副会長　堀越　功
部　長　柳川英一
副部長　松本伸一
理　事　佐藤進一
根岸慎治

【広報部】
担当副会長　秋田　豊
部　長　新井紀代
副部長　清水幸敏
理　事　山本昭子
田代昌宏
大石　勇
専門部員　金敷　裕

【制度推進部】
担当副会長　堀越　功
部　長　石塚悦夫
副部長　小室明男
理　事　岩本和彦
鈴木　昇

【業務研修部】
担当副会長　前澤眞一
部　長　風間　洋
副部長　石田　稔
理　事　江藤正巳
松岡敏郎
江連寿子
専門部員　渡辺良樹
市川浩一

【業務開発部】
担当副会長　秋田　豊
部　長　毛塚勝行
副部長　手塚理恵
理　事　松岡英彦
井上尉央
廣田秀男

【ＩＴ戦略特別委員会】
担当副会長　前澤眞一
委員長　田渕　徹
副委員長　関　比佐江
委　員　白澤　茂

【綱紀委員会】
委員長　神山忠雄
副委員長　嶋崎チイ子
委　員　岸　清美
杵渕　徹
田名網仁一郎
松村徳松
岩田伸夫
池葉　洋
坂内利夫
小柳　洋

監　事　松長　健
松井勤一郎
福田勝守

【名誉会長】
福田富一

【顧　問】
鈴木金蔵
住吉和夫

【相談役】
岸　宏

【支局長】
宇都宮　深見　史
足利　金井善久
佐野　河田　力
栃木　大森昭雄
小山　土方美代
芳賀　大瀧清一
塩那　長谷川久夫
那須　君島健司
上都賀　杉山　茂
鹿沼　山ノ井一男

【支部長】
宇都宮　齋藤　裕
足利　殿岡正敏
佐野　高島俊夫
栃木　青木勇夫
芳賀　大石　勇
塩那　高野芳夫
那須　篠原賢次
上都賀　福田勝守
鹿沼　小林健一

木もれび

最近、中国やコリアと日本政府との関係がギクシャクしている。
原因は日本の戦争責任に係わり総理の靖国参拝だと主張されている。

日本では罪人であっても死んだあとは仏様であるが、中国では墓をあばいて鞭打つという。

同じ戦争責任でもドイツはちょっとニュアンスが異なっている。ドイツ政府はナチスに責任を負わせ、その代表者であるヒットラーが自殺してしまったので、すべて彼らの責任としてひたすら謝ってしのいできた。

日本ではどうか。当時日本の代表は天皇であったはずである。しかしながら諸々の事情で戦勝国も国民も昭和天皇に戦争責任を強く追求はしなかった。そのかわりに東京裁判における東条英機以下のＡ級戦犯にその責任を押しつけ、一部処刑した。ここに日本独特の事情が存在する。昭和天皇に責任を追及しなかった以上、Ａ級戦犯はその身代わりとも言えるわけで、彼らはそれに異議は無かっただろうし、それを目にした国民としては、中国の言うように彼らを「悪のターゲット」にして一件落着という気持ちにはなれないものがある。

死者を鞭打つことまでは躊躇するということである。そしてひたすら謝って来たわけである。

被害国からすればそのあいまいさが心に引っかかるわけであろうが、日本はその道を選んだのである。

日本はドイツとは異なったやり方でねばり強く理解を得られるよう時間をかけて努力しなければなるまい。

（芳賀支局長　秋葉憲司）

表紙写真　安藤勇寿「少年の日」美術館

色鉛筆で丹念に描いた安藤勇寿「少年の日」の世界は、誰もが心の奥底に持っている「ふるさと」との出会い。それは足元にある。

今現代の大切な幸福に気づく一瞬なのかもしれない・・・・

旗川（はたがわ）に沿って御神楽（みかぐら）橋を渡ると大きな二本の欅（けやき）の木が出迎えてくれます。並木立の前にそびえる巨大な１２色の色鉛筆は、なんだろうと思われるかもしれませんが、美術館に入っていただくとその答えが見つかるでしょう。

美術館周辺では、親子連れ、友達どうしで川のせせらぎ、山の緑、風のざわめきを楽しみながらお弁当をひらく姿を目にします。

絵だけではなく、美術館周辺の景色も少し立ち止まって眺めて下さい。

↑ 12 色の色鉛筆のモニュメント
ともだちの家→

★所在地・・〒 327-0304
佐野市御神楽町 623-1
℡　0283-67-1080
★開館時間・午前９時３０分～午後５時まで
★休館日・・月曜日（祝日の場合は翌日）
臨時休暇７月　１日～　３日
２月２６日～２８日
年末年始１２月２６日～１月１日
★入場料・・一　般　　８００円
中・高校生　　５００円
小学生　　３００円
幼　児　　１００円
★交通・・・◎東北自動車道・佐野藤岡 IC から
車で２７分

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年5月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	宇都宮	１８７０	H17.5.1	321-0414	河内郡上河内町大字中里1352	028-674-2609	
	正木茂夫	05120890					
	足利	１８７１	H17.5.1	326-0845	足利市大前町1285-16	0284-62-6980 FAX 62-6980	
	渡邊淳子	05120891					
	足利	１８７２	H17.5.1	326-0065	足利市西砂原後町1204	0284-42-1231 FAX 42-8430	
	澁木豊文	05120892					
	小山	１８７３	H17.5.1	329-0511	下都賀郡石橋町大字石橋265-12	0285-53-1970 FAX 53-1970	
	細川幸義	05120893					
	宇都宮	１８７４	H17.5.15	320-0837	宇都宮市弥生1-1-8	028-635-7116 FAX 635-7116	
	高瀬忠一	05121029					
	足利	１８７５	H17.5.15	361-0041	足利市助戸新山町1048	0284-41-0773	
	木村昇	05121030					
	塩那	１８７６	H17.5.15	329-2135	矢板市中416	0287-43-3391 FAX 43-3391	
	伊藤榮吉	05121031					
	小山	１８７７	H17.5.15	323-0825	小山市大字小山1526-6	0285-31-0054 FAX 31-0046	
	梶井伸浩	05121032					

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
小山	金枝健造	１６０８	事務所	小山市大字南半田295-11　TEL・FAX 0285-22-7060
栃木	井上剛之	１８３５	事務所	下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島1383　TEL 0282-55-1639
鹿沼	紺野圭也	１８６３	電話番号	TEL　0289-63-5174

行こう。
安藤勇寿「少年の日」美術館へ。
京都・西本願寺「大乗」の表紙絵と新作原画展
４月２６日（火）～９月４日（日）

安藤勇寿　「泣きむし」

編集後記

アナログとデジタル。時計の場合は、個人的にはアナログの方がいい。時間のイメージがわいてくるから。長針と短針が描く世界の妙である。会報の場合はどうか。誌面と画面。今期から、ホームページも担当することになった広報部だが、アナログとデジタル、それぞれの持ち味を生かした展開となるようアイデアを結集したい。

総会も終わり、新しい年度のスタート。

行政とちぎ６月号 No.342
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）